

公布した規則一覧

令和7年

公布 番号	規則名
1	杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第1号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則（平成9年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1 杉並区立井草児童館の部の次に次のように加える。

杉並区立松ノ木児童館	松ノ木第二学童クラブ	杉並区松ノ木三丁目3番4号	33
------------	------------	---------------	----

別表1 杉並区立高井戸児童館の部高井戸学童クラブの項を次のように改める。

高小学童クラブ	杉並区高井戸西二丁目2番1号	120
---------	----------------	-----

別表2 杉並区立上井草児童館の項の次に次のように加える。

杉並区立高井戸児童館	高井戸学童クラブ	杉並区高井戸西二丁目5番10号
------------	----------	-----------------

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表1に規定する松ノ木第二学童クラブ及び高小学童クラブ並びに改正後の別表2に規定する高井戸学童クラブの利用の承認その他のこの規則の施行の日以後の利用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。